

平成25年3月25日

お客さま 各位

上越信用金庫

## 中小企業経営力強化支援法に基づく 「経営革新等支援機関」の認定について

上越信用金庫は、中小企業経営力強化支援法に基づく『経営革新等支援機関』として認定を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

当金庫は、お客さまの事業再生支援および経営改善支援等に取組んでまいりましたが、経営革新等支援機関として新たな支援手段を加えることで、より一層コンサルティング機能を発揮し、地域経済の活性化、発展のために努めてまいります。

### 記

#### 1. 認定日

平成25年3月21日

#### 2. 当金庫の経営革新等支援業務の領域

本業務で取り扱う内容は以下の領域であり、本部と営業店が連携し、真摯かつ積極的に対応してまいります。また、お客さまが抱える様々な経営課題に対し、中小企業基盤整備機構の専門家派遣制度を活用した専門性の高い支援業務を行います。

- ① 金融・財務に関するご相談
- ② 事業計画書作成支援・実行支援
- ③ 創業支援
- ④ 事業承継・M&Aに関するご相談
- ⑤ 販路開拓・ビジネスマッチングに関するご相談
- ⑥ 産学官連携支援

なお、経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営力強化に取り組まれる事業者は信用保証協会の保証料が概ね0.2%引き下げられる支援措置があります。

#### 3. 中小企業経営力強化支援法（平成24年8月30日施行）

「中小企業経営力強化支援法」は、経営課題が多様化、複雑化している中小企業の経営力の強化を目的に、財務や会計の専門的知識を有する金融機関、税理士法人等を『経営革新等支援機関』として認定し、専門性の高い支援事業の実現を図る法律です。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

融資部 企業支援担当 林、丸山

電話：025-543-0412